

平成28年第5回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成28年5月12日(木) 午前 9時30分

・閉会日時 平成28年5月12日(木) 午前 11時00分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席委員 22名

1番 宮島 正文	2番 浦川 敬次	3番 竹本 幸哉
4番 田口 宗一	5番 白畑 義美	6番 徳永 修一
8番 一谷 代継	9番 宮原千代子	10番 才守 久
11番 平井 正宏	12番 阪口 修一	13番 立水 庄一
15番 草野 義雄	16番 蓑田 正志	17番 塚本 壽
18番 松原 茂喜	20番 村上 久廣	21番 田口 昭広
22番 牧 正徳	23番 岡本 辰男	24番 井川 輝征
25番 片山 幸弘		

・欠席委員 3名

7番 下山 國男	14番 小崎 良一	19番 坂口恵美子
----------	-----------	-----------

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第23号 農用地利用集積計画の審議について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第9号 農地形状変更申請書の届出について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成28年第5回芦北町農業委員会総会を開会いたします。会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員を24番：井川委員、1番：宮島委員にお願いします。なお、7番下山委員、14番小崎委員及び19番坂口委員から欠席の報告がっております。また、5番白畑委員から遅れるとの報告がっております。それでは議事に入ります。 議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より、説明をお願いします。
川田次長	議案第21号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 議案第21号、所有権移転の部1番から5番及び使用貸借権の部1番につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 所有権移転の部1番の案件を「2番の浦川委員」に説明をお願いします。
浦川委員	ただいま事務局から説明があったとおりです。家と屋敷と農地を合わせて購入をされるということです。適正と思います。よろしく願いいたします。
片山会長	所有権移転の部2番及び5番の案件をまとめて「3番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	2番につきましては、1番の譲渡人と同じ方の農地を購入するということでございます。問題ないと思います。5番につきましては、説明のとおりです。息子さんが農業経営をするのに耐えられないような状況になっておりますので、父親へ贈与するというところで、これも問題ないと思います。なお、資料の

	3 ページ、譲受人と譲渡人が逆になっているようですので訂正をお願いしたいと思います。
片山会長	所有権移転の部 3 番の案件を「7 番の下山委員」が欠席ですので、告畑局長に説明をお願いします。
告畑局長	下山委員に代わりましてご説明申し上げます。現地は下山委員と立ち会いまして見てまいりました。すでに譲受人が田んぼとして利用されております。現地も字図上では分かれています、一枚になっており譲受人が管理されても何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。
片山会長	所有権移転の部 4 番の案件を「14 番の小崎委員」が欠席ですので、告畑局長に説明をお願いします。
告畑局長	小崎委員に代わりましてご説明申し上げます。雨の関係で、昨日現地確認をしてまいりました。現地はハウスが立っている畑の一部と別に 1 筆あります。譲受人は専業でみかんを作っておられて、管理もこれまで通りしていただけたと思いますので、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。
片山会長	使用貸借権の部 1 番の案件を「17 番の塚本委員」に説明をお願いします。
塚本委員	宮浦の宮前地区ですが、借人が施設園芸をしている一角になります。非常に都合がいいものだという風に考えております。よろしく願いいたします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第 21 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については原案のとおり決定しました。 3 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3 番については原案のとおり決定しました。 4 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4 番については原案のとおり決定しました。 5 番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、５番については原案のとおり決定しました。 次に、使用貸借の部１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については原案のとおり決定しました。 次に議案第２２号、農地法第５条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第２２号「農地法第５条の規定による許可申請書審議」について、農地法第５条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－ 議案第２２号、所有権移転の部１番につきましては、農地法第５条第２項各号の不許可要件には該当しませんので、許可相当であると判断します。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を地元委員さんをお願いしておりますので、補足説明がございましたらお願いします。 １番の案件を「３番の竹本委員」に説明をお願いします。
竹本委員	説明のとおりですが、周辺はすべて山林の状態で、その山林の維持管理のために既に林道が開設されておりますので、別段問題ないと思います。よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 議案第２２号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 １番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第２３号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第２３号「農用地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 －議案説明－

	以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第23号につきまして、ご質疑ありませんか。6番徳永委員。
徳永委員	今日の議案の貸貸借権設定の部の転貸で9ページの4番まではJ Aが中に入 って第3者に行くというような案件と5番以降は熊本県農業公社で止まってい ますが、その行先は分かりますか。
川田次長	行先も決まっております、中間管理機構を通じて貸し借りをするわけなの ですが、資料を事務局の方に置いておまして、今月中間管理機構に貸します という公告をします。その後中間管理機構から第3者に行きますという公告を 県の方でします、その後、第3者については皆様方に報告という形でお知らせ したいと考えています。
徳永委員	次回くらいに出るわけですね。
川田次長	次回かその次になると思います。
片山会長	徳永委員、よろしいですか。
徳永委員	はい。
片山会長	他に議案第23号につきまして、ご質疑ありませんか。18番松原委員。
松原委員	賃借料の解釈に苦しむのですが、反当り5万円は高い賃借料なのですが、内 容の説明をお願いします。
川田次長	これは事務局と会長で協議しまして、中間管理機構を通して設定するわけ ですが、6番と7番の案件は賃借人Aが借りる事になっております。現地はでこ ぼんの前の昨年農業参入でいちごハウスを建てた隣になります。賃借人Aとし ては施設園芸でいちごハウスを建てるということで、高い金額で借りましたと いう事でした。8番の案件も中途半端に高いわけですが、1筆は賃借人Aが施 設園芸で借りるということで1反あたり5万円、もう1筆は賃借人Bが借りる ということで1反あたり1万3千円です。全体で1反あたり31,470円と いう事になります。
片山会長	松原委員の質問にありましたように、他の貸し借りと比べ高いという事で賃 借人Aの担当の話を聞きましたら、半永久的にいちごハウスを建てるという事 で5万円を設定したという事でございます。こういう価格設定をしたら困ると いうことで尋ねましたら、いちごハウスを建てるとものに限ってはそういう価格 設定をするという事でした。他のものにつきましては、米の1俵2俵で変わり ませんという事でした。
松原委員	ただ公社が入って経営が成り立つのか、経営が成り立つように公社が入るわ けですので、価格の設定にしても、便宜性になるために入るのに、高額な価格

	設定をされれば地域振興にマイナスになると思います。5万円で設定されて、それだけ収入があるのかということです。それを法外な値段でしてもらえばほかの地域で園芸農業をしたい人に対して不利益になるのではないかと、公社が入るとするならば、適正な値段で農家が経営するということにしてもらわないと、企業が経営するということは、農家が成り立たないのではないと思うんですよ。もう少し価格設定については、農業委員会にしても公社がこんな設定を熊本県全体でしているかどうか調べていただいて公表していただきたい。おかしいのではないかと私は思うものですから。
片山会長	松原委員の言われるように、我々も周りの方々からこういった価格で借りたならば、他の人たちが借りるときはどうするのですかと賃借人Aに聞いてみました。
松原委員	私は、この価格設定であれば保留にしていきたいと思います。公社が入っている以上安く借りられるというのが基本ではないかと思うので。農地を売買するのも価格を高くならないように、それならば任意でやりなさいということになる訳です。何も公社が入る必要はない。おかしいと思うんですよ。
片山会長	昨日、我々も疑問があったものですから、賃借人Aの担当者に聞いてみて、最終的には賃借人Aが決めたそうです。
松原委員	農業委員会が許可をするわけですから、公社が入った場合は売買も成り立たないんですよ。私も公社を入れて農地を買おうとしたのですが、地域の人たちの農地を買おうとするときに価格が高いので公社は中に入りませんという事でした。今度の場合は任意で決めたものを農業委員会は認めるというのはおかしいんじゃないかと思います。高すぎるからです。
片山会長	他に皆さん方の意見を聞いて決めたいと思います。6番徳永委員。
徳永委員	松原委員が言われるのもわかりますが、我々農業委員が賃借料まで介入できるのか、当事者同士が話し合いで決めた賃借料について、我々農業委員会が介入できるのかの判断ではないですか。
松原委員	公社が適正な値段と判断したのか。
川田次長	公社の判断としてはオッケーが出ております。この価格で利用権設定の申出が出ています。
松原委員	私の場合と矛盾があるのでいうのです。農地を買おうとしたら高いので任意で公社は入りません。融資も受けられませんという事でした。
片山会長	これは貸し借りの件です。
松原委員	これは貸し借りですが、他のところで同じ様にハウスいちごをしたいということで5万円で成り立つかなと思うんですよ。

片山会長	成り立つ成り立たないという意味よりも、賃借人Aがどういう意図があるのか突きとめました。が、農業公社も許可しますと出たのですから、徳永委員の言われたように、そこまで突っ込んで言えるのか、松原委員の言われるのも一つの論理かもしれませんが、賃借人A、公社とも話し合っただけでここにしていますので、これを変えようとなれば、どういった風に変えるのか。
松原委員	公社は住民の為に荒れ地がないようにする、経営が成り立つように公社が入っているのではないのですか。
片山会長	5万円でできるのかというところで、賃借人Aの担当者に尋ねて、賃借人Aもこういう結論でいいですよという事でした。
松原委員	農業公社が中に入っているのに、こんな高い設定を認めるということになると、土地の売買についても、他の農地の貸し借りについても、高い設定でした場合、経営が成り立たないような設定がされるのではないかと危惧をしているものだから、私は言っているのです。農業公社が入っている以上は適正な値段で契約するのではないかなという気がしたので、私は納得できないので保留にしたい。
片山会長	恐らく他の委員さんも、松原委員と同じような考えの方が多いと思います。あと2、3案意見を聞いてみたいと思います。17番、塚本委員。
塚本委員	賃借料の高い安いという話ですけど、農業の振興のためにいかにして農地を有効に生かしていくか、放棄地を無くしていくかという視点に立ちますと、資金力の弱いところは、起業ができないということをどう解決するか、賃借料が高くなって手放したいと思っているけど、高いところでないと手放さない、放置してでも持っておきたいといった、深刻な問題も出てくるのではないかと思います。外のところでもこれに似たような事例を聞いていますが、確証はないのでここで話できませんけど、今回のことに限ったことではなくて、5万円が高いか安いかわからないという事であれば、実際起業できる人がこれくらいがいいというところであれば、差額の部分3、4万円を補助できるような態勢を取ってもらえると、それはまた別の話になりますが、この状態ではほかの人たちが新たにというのは非常に難しくなるのではないかと危惧しております。
片山会長	塚本委員は高すぎるから5万円は考え直してくれということですか、結論は。
塚本委員	私は農業の振興については幅広く検討してもらって、この件についても対処してもらいたいということです。高い安いということではなく、新たに起業したいという方が出てきたときに、借地料の高騰によってできないというようなことがあった時には、その分については補助とかも考えないといけないのではないのですか。

松原委員	もう一つ疑問点があるのですが、公社が入るということは、どちらかが公的な資金を借りるということですか。
川田次長	公社を通すのは補助金がもらえるからではなく、農協や公社を活用してくれという方向になっています。そういうことで今回公社を通してと思います。
松原委員	公社を通さないでいいと思います。公社がこういう設定をすると、高い賃借料を認めたということになるので、農地を買い取るときも高いので任意で売買をしてくださいと指導を受けました。ただ通すだけで農協が公的資金を借りてするのか、農協の自前の資金でするのであれば公社を通さずに賃借設定された方が、ハウスをやろうと思った時に、こんな高い設定で借りて経営が成り立たないと思います。
川田次長	そのように思いますが、これはお互いに利用権設定をされても構わない案件です。ただ公社の方を活用するということで、出てきております。
片山会長	6番徳永委員。
徳永委員	高い安いの問題だと思いますが、世間的には当事者同士の話しになると思います。物の売り買いにしても欲しい人は高く買う、売りたい人は高く売りたい。商取引といいますかそういう慣例があるわけですから、ここをとにかく我々が介入して、高い安いの判断はあると思いますが、これは当事者で決めたことですから、とてもここまで介入できないのではないかと思います。話をスムーズに決めるためには公社があった方がいいと思います。当事者で決めたものを我々がどうこう言えないと思います。弊害はあるかもしれません。
片山会長	他にもいろいろ出してみてください。ご意見を。8番、一谷委員。
一谷委員	ある農家の3番目の息子さんの孫さんが、ハウスでいちごを作られることになったのですが、わずかな価格で賃貸借をされハウスを建てられました。これは条件が農協の横なので、お互いがいいということで5万円という価格でやられています、田舎でハウスを建てたとしてもわずかな賃借料でこんな価格は無いので、これはこれで認めていいと思います。
片山会長	私は、松原委員や一谷委員の意見がいいというわけではないのですが、ファーマーズマーケットの前で観光いちご農園とか特例であって、この5万円がこの次もその次もといくらかでも出てくるような案件でないと思います。自分も疑問があったものですから、昨日も賃借人A担当者と話し合いをしてみて、両方が納得されたものですからここに出して、松原委員が言われるようにこれはおかしいという意見が出るのではないかと危惧していたら、こういうことになりましたけれども、お互い双方の意見を十分に聞いてお互いが納得されているということです。他に、ご質疑ありませんか。24番、井川副会長。

井川副会長	この農業公社というのは、貸す人が個人対個人なら将来もめる可能性があり、公社を通して貸した人は安心するという一つの大きな役目がある。そして、集積するのもまとめるときにまとめやすいのです。個人ですると非常に難しい問題が発生してくるし、いろいろ困ったことも起きます。我々農業委員会としては、金額は別の問題ではないのかなと思います。これは公社と借り手の問題であって金額については許可しないというような問題ではないのではないかと思います。
片山会長	他に皆さんから何か。 13番立水委員。
立水委員	農振地域でありながら、耕作放棄地である場所が何箇所もあるわけですが、耕作放棄地解消する意味でそういう土地は貸してはどうかと思うが、個人個人では貸し借りがなかなかできない。そういうことで公社にお願いすれば今の副会長の話のように貸し借りがしやすいのではないかと思います。現在耕作放棄地を公社に預けた時に借り手がいなければどうなるのですか。
川田次長	基本的に公社は何でも引き受けられるような感じなのですが、今の実態としては、借り手が決まった時に確実に借りて渡す形になります。本来理想としては、何もかも公社が借りて、借りたい人たちを探して渡すというのが理想なのですが、公社も熊本県の耕作放棄地を全部借りると経営が成り立たないということで、借りる方がいれば公社も借りるという形になります。
片山会長	他に皆さんから何か。 18番松原委員。
松原委員	あと一点確認していいですか。公社が入るとするのは徳永委員や何人か言われたように、公的資金を借りやすくするために税金の免税等がありますよという説明でした。賃借人Aの設定の中には一切公的資金が入っていないということです。自前ですという事であれば。高く設定して貸した側に公的資金が言っていないと理解していいですね。
片山会長	そこまでは賃借料に我々が介入することはできないと思います。
松原委員	公社に聞きたいのです。公社から賃借人Aに公的資金を世話しているということはないですね。
川田次長	中間管理機構を通して転貸する場合、公的資金はどこからも入る余地はありません。
片山会長	他に皆さんから何か。 15番、草野委員。
草野委員	直接は関係ないのですが、賃借人Aの理事として参加をしております。いちごハウスのことは理事になってから聞きました。賃借人A自ら農業に参加するという意義がわからなかったのですが、2月頃いちごハウスの件についての議事がありました。とりあえずいちごをして、今後果樹、畜産という風に分野

	を広げていくという事でした。いちごハウスは自ら経営するだけではなく新たに就農する人の研修をするための施設だという事でした。それは今後果樹、畜産も同じような趣旨であると思います。その時に今後5年間の収支予想について報告があったわけですが、県と町から5,000万補助金をもらって、来年から補助金はないわけですが、今後5年間は黒字の予想がしてありました。個人的には絶対に黒字にならないと思っていますが、賃借人Aの予想としては黒字になるという事でした。場所についてもでこぼん、ぎゅーぎゅー亭の隣にありますので相乗効果を得るためにあの場所になったという事でした。それからこれは全く関係のないことかもしれませんが、理事会の時結構マル秘の資料がありまして、終わったら全部回収するといったことがかなりありましたので、理事会は秘密を守ることには力を注いでいるけれども、情報を公開することにも力を入れてもらいたいということで、広報の中に理事会の議事が載っているのを見れるようになっていきますけれども、その後ろの方に議事録については誰でも閲覧ができるし、コピーをもらう事もできるということを書いてくれと言いましたら、先月号の広報の中には理事会のコーナーにそういうことが書いてありました。みなさんは是非何かあれば閲覧したりコピーをもらう事もできますので、活用していただきたいと思います。その方が理事会とか審議をする際に理事も気合が入るのではないかと思います。もちろんコピーの代金はもらうようになっています。
片山会長	賃借人Aからの実情を伝えていただきましたけれども、皆さんの意見を要約しますと、昨日の賃借人Aとの話し合いから疑問点も松原委員から出ましたけれども、農業公社にはこういう意見も出たということで、この件につきまして了解していただきたいと思いますがいかがでしょうか。13番、立水委員。
立水委員	私の質問の続きなのですが、公社に預けますという耕作放棄地が出てきたときに公社が借りるかどうかの判断はどうするのですか。
川田次長	判断は難しいですが、公社の方で現場を見たりとかあるみたいです。仮に借りられない場合があります。利用意向調査に公社に貸したいという希望があれば税金は現状のままという情報もあります。すみません、今の状況は公社が借りてる土地が荒れたらということですか。
立水委員	今耕作をしていない土地で、手入れすればすぐ耕作できるという土地なのですが、そういう土地をこの前の利用意向調査で公社に預けるにチェックを入れていないのですが、本人は耕作放棄地にしているが、このままの状態で行こうというような気持ちでいるところが何件かあります。そういうのは私が公社に貸してみたらどうかと言ってみようと思っています。公社に預ければ公社が相手

	を見つけてくれるということになると思いますので、貸し借りもやりやすいのではないかと思います。借りたい人が貸してくれと言っても、他の人には貸すけれども、あなたには貸したくないという人もいます。だから中間に公社を入れるとスムーズに進むと思いますので、出来るだけそういうことで進めていきたいと思うので、質問したところです。
川田次長	本当は公社はそういう目的で中間管理機構として存在したのですが、ただ先ほど言ったように、今のところ第3者が決まらないと借りてくれません。本当は公社が借りて相手を探すというのが理想なのですが、私たちもそう思っていました、現実には第3者を探してから公社を通すようになっています。
片山会長	貸したいという調査結果はたくさん出てきました。でも借りる人はほとんどいないということで、農業公社もそういう状況が行ってるのかなと思います。
立水委員	分かりました。
片山会長	先程の結論はこれを通させてください。農業公社の方にも皆さん方の貴重な意見も伝えておきますので、賃借人Aとも話し合いをしましたので。 他に議案第23号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。 所有権移転の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、所有権移転の部1番については、原案のとおり決定しました。 次に、賃貸借権設定の部1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1番については原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2番については原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、3番については原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、4番については原案のとおり決定しました。 5番につきまして、ご異議ありませんか。

松原委員	私は疑問です。
片山会長	はい、わかりました。最終的な結論は異議なしとさせていただきますので。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、５番については原案のとおり決定しました。 ６番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、６番については、原案のとおり決定しました。 ７番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、７番については原案のとおり決定しました。 ８番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、８番については原案のとおり決定しました。 ９番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、９番については原案のとおり決定しました。 １０番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１０番については原案のとおり決定しました。 １１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１１番については原案のとおり決定しました。 １２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１２番については原案のとおり決定しました。 １３番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１３番については原案のとおり決定しました。 次に、賃貸借権設定の部（転貸）１番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、１番については原案のとおり決定しました。 ２番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、２番については原案のとおり決定しました。

3 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、3 番については原案のとおり決定しました。

4 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、4 番については原案のとおり決定しました。

5 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、5 番については原案のとおり決定しました。

6 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。

7 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、7 番については原案のとおり決定しました。

8 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、8 番については原案のとおり決定しました。

9 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、9 番については原案のとおり決定しました。

10 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、10 番については原案のとおり決定しました。

11 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、11 番については原案のとおり決定しました。

12 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、12 番については原案のとおり決定しました。

13 番につきまして、ご異議ありませんか。
—「異議なし」の声あり—
異議なしということですので、13 番については原案のとおり決定しました。

14 番につきまして、ご異議ありませんか。

	－「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、14 番については原案のとおり決定しました。 15 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、15 番については原案のとおり決定しました。 16 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、16 番については原案のとおり決定しました。 17 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、17 番については原案のとおり決定しました。 次に、使用貸借権設定の部 1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、1 番については原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の声あり－ 異議なしということですので、2 番については原案のとおり決定しました。 次に報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －報告説明－ 以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第 8 号については、これで終わります。 次に報告第 9 号「農地形状変更申請書の届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第 9 号「農地形状変更申請書の届出」について、農地形状変更申請書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 －議案説明－ 以上です。

片山会長	事務局からの説明が終わりました。現地確認を地元委員さんをお願いしてありますので、補足説明がございましたらお願いします。 1 番を「1 2 番の阪口委員」に説明をお願いします。
阪口委員	事務局の報告通りでございます。隣が町道になっており、周りは民家になっております。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
片山会長	地元委員からの説明が終わりました。 報告第 9 号につきまして、ご質疑ありませんか。 ー「質疑なし」の声ありー 質疑なしということです。報告第 9 号については、これで終わります。 これで、の議案・報告について審議は終わります。 引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 歓送迎会精算について (2) 農業委員名簿の掲載について (3) 点検評価について (4) 来月の総会について その他、委員の皆さんから何かございませんか。 なければ、これをもちまして、平成 2 8 年第 5 回芦北町農業委員会総会を終了します。